

「盛岡さんさ踊り」露店出店における暴力団等排除及び出店手続等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、盛岡さんさ踊りを安全で明るいものとし、地域の発展に寄与するため、露店等からの暴力団等排除及び露店出店手続等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」）という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 元暴力団員 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団関係企業 暴力団等に経営を支配され、又は暴力団等が経営に実質的に関与する企業をいう。
- (5) 暴力団等 暴力団、暴力団員、元暴力団員及び暴力団関係企業並びにこれらと密接な関係を有する者をいう。
- (6) 露店 屋外において食品の調理及び販売、玩具販売、金魚すくい等を行う簡易施設をいう。
- (7) 露店等 露店、屋台及びキッチンカーをいう。
- (8) 申請者 露店等の出店を申請する個人、企業等をいう。

(出店の許可)

第3条 申請者は、盛岡さんさ踊り実行委員会（以下「実行委員会」という。）の許可を受けて露店等を出店するものとする。

(申請、許可の手続)

第4条 申請者は、実行委員会が定める次の書類等（以下「申請書類等」という。）を各基準に従って作成し、指定の期日までに実行委員会に提出し、出店申請するものとする。

- (1) 出店申請書
 - 1 店舗ごとに申請書を1通作成し、申請すること。
 - (2) 表明・確約書
申請者及び従業員全員が個別に作成すること。
 - (3) 申請者及び従業員全員の顔写真各1枚
無帽で色付き眼鏡を使用していない正面から撮影した写真であること。
- 2 従業員の変更がある場合、盛岡さんさ踊り初日の2日前までに、新たに申請書類等を実行委員会に提出し、出店申請するものとする。
- 3 実行委員会は、出店を許可するときは、申請者及び従業員全員の顔写真及び氏名を表示した許可証（以下「出店許可証」という。）を申請者に交付するものとする。
- 4 実行委員会は、出店を許可しないときは、申請者に対し不許可の旨を通知するものとする。

(許可の基準)

第5条 実行委員会は、申請者又はその従業員若しくはこれらが所属する企業が次の各号のいずれかに該当するときは、出店を許可しないものとする。

- (1) 暴力団等であるとき
- (2) 自己若しくは当該企業等又は第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、暴力団等を利用していると認められるとき
- (3) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜の供与を行っているときと認められるとき
- (4) 暴力団等によってその経営を支配され、又は暴力団等が、その経営に実質的に関与していると認められるとき
- (5) 役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) これまでに、自ら又は第三者を利用して、次のいずれかの行為を行った者
 - ア 暴力的要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為
 - イ 取引において脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ウ 風説の流布、偽計若しくは威力を用いて実行委員会の信用を毀損し、又は実行委員会の業務を妨害する行為
 - エ 恣意的若しくは公平性を欠く場所割り又は社会通念上相当と認められない物品購入を要求する行為
 - オ 各種法令に抵触する行為又は素行不良行為
 - カ その他アからオに準ずる行為
- (7) 過去の出店又は別の祭典、催事等において出店許可が得られなかった者、出店許可を取り消された者及び実行委員会又は警察等関係機関の指示に従わなかった者
- (8) 出店申請書に虚偽の記載をし、又は偽造、変造若しくは不正の手段により入手した身分証明書類を添付する等したとき
- (9) 表明・確約書を提出しないとき
- (10) 前各号に該当する不許可対象者の配偶者、親族等が申請者又は従業員として申請された場合において、出店収益が不許可対象者に流れるおそれが認められるとき
(名義貸し等の禁止)

第6条 出店許可証は、申請者本人に対する許可であり、名義貸し、出店許可証の貸出し等を禁止する。

(出店場所)

第7条 実行委員会が指定した場所以外への出店は認めないものとする。

(出店場所の指定等)

第8条 出店場所は実行委員会が行う公平な方法で抽選し決定するものとし、抽選後の出店場所譲渡及び交換は認めないものとする。

2 出店場所に対し申請者数が多い場合、同一業者による多数の出店を制限し、公平に出店できるよう、実行委員会が調整できるものとする。

(出店許可証等の掲示)

第9条 申請者は、次の各号に掲げる書類等を露店等の見やすい場所に掲示しなければならない。

- (1) 出店許可証
- (2) 食品を扱う場合は、保健所の営業許可証
- (3) 道路若しくは歩道への出店又は客が道路や歩道に並ぶと予想される場合は、各申請者ごとに発行される道路使用許可証
(身分証明書の携帯と提示)

第10条 申請者及び従業員は、身分証明書を携帯し、実行委員会又は警察が身分証明書の提示を求めた場合はこれに応じなければならない。

(許可の取消し)

第11条 実行委員会は、許可を受けた申請者若しくはその従業員が第5条第1号から第4号に該当することが新たに判明したとき又は許可を受けた申請者若しくはその従業員が自ら若しくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行ったと認めたときは、何らの催告をせず、出店許可を取り消し、以後の出店を許可しないものとする。

- (1) 暴力的要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為
- (2) 取引において脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- (3) 風説の流布、偽計若しくは威力を用いて実行委員会の信用を毀損し、又は実行委員会の業務を妨害する行為
- (4) 社会通念上相当と認められない物品購入を要求する行為
- (5) 各種法令に抵触する行為又は素行不良行為
- (6) 申請書類等への虚偽記載
- (7) 申請者又は従業員の変更を盛岡さんさ踊り初日の2日前までに実行委員会側に届け出せず、申請していない者を従事させているとき。
- (8) 名義貸しによる出店
- (9) 暴力団等又は第三者に対し、みかじめ料、ショバ代等いかなる名目を問わず利益や便宜を供与する行為
- (10) 半裸体又は入れ墨が見える服装、粗野又は卑猥な言動等他人の迷惑になる言動をとる行為
- (11) 保健所の営業許可を受けず露店等で食品を扱うこと。
- (12) 消防署への届出をせず露店等で火気を使用すること。
- (13) 警察から道路使用許可を受けず道路又は歩道に出店すること、又は客が道路や歩道に並ぶと予想されるのに道路使用許可を受けないこと。
- (14) 実行委員会、保健所又は警察から許可等を受けた許可証を露店等の見やすい場所に掲示しないこと。
- (15) 次条の遵守事項を遵守しないこと。
- (16) 実行委員会の指示に従わず、祭礼の円滑な運営に協力しないこと。
- (17) その他前各号に準ずる行為

2 前項の規定による出店拒否の期間は、当該許可取消事由発生日から起算して最大3年間とし、かつ、取消事由が改善されたと認められるまでとする。

(出店者の遵守事項)

第12条 申請者及び従業員は、次の事項を誠実に遵守しなければならない。これに違反した場合、以後の出店を許可しないものとする。

- (1) 法律で禁止されている物品を販売しないこと。
- (2) 食品を扱う場合、常に衛生面に配慮し、食材、食品等を適切に保管すること。
- (3) 火気を使用する場合、消火器を常設すること。
- (4) ゴミ類を確実に処分し、出店場所を使用前の状態に復すること。
- (5) 物品の搬出入は、交通の支障にならないよう行うこと。
- (6) 車両を他人等の敷地に駐停車しないこと。
- (7) 常に責任者を常駐させ、申請者への連絡先を明らかにしておくこと。
- (8) 暴力団等から、不当要求、業務妨害等の不当介入若しくは犯罪被害を受けた場合、又は当該事実を認知した場合、実行委員会及び警察に通報し、必要な協力を行うこと。

(露店の撤去等の措置)

第 13 条 実行委員会は、本要綱に違反する露店等の撤去及び関係者の退去等必要な措置を執ることができるものとし、それにより出店者に損害が生じても実行委員会は何らこれを賠償又は補償することを要せず、これにかかる諸費用は出店者が負担するとともに、撤去又は退去等により実行委員会に損害が生じたときは、出店者がその損害を賠償するものとする。

(関係機関との連携)

第 14 条 実行委員会は、本要綱の運用に当たっては、警察等関係機関と連携するものとする。

第 15 条 この要綱に定めのない事項については、実行委員会が協議の上決定するものとする。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。